

白岡市いじめ防止対策推進委員会条例の一部を改正する条例 の概要

1 改正の理由

いじめ防止対策推進法の規定に基づき設置している白岡市いじめ防止対策推進委員会に、法務局関係者を含めることにより、当該委員会と教育委員会の連携強化を図るため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

第4条関係

委員を10人以内とすること及び法務局関係者を追加する。

3 施行期日

改正条例は、公布の日から施行する。